

令和2年度 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱第2条 別表

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
一時預かり事業(幼稚園型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。	一時預かり事業(幼稚園型)の実施に必要な経費	<p>次の各基準額×延べ利用児童数(市内のみ)の合計額(ただし、1施設当たり年額10,223,000円を上限額とする。)と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額</p> <p>ア在籍園児分 基準額(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>I年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人超の施設</p> <p>①平日 400円</p> <p>②長期休業日(8時間未満) 400円</p> <p>③長期休業日(8時間以上) 800円</p> <p>II年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人以下の施設</p> <p>①平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円 (10円未満切り捨て)</p> <p>②長期休業日(8時間未満) 400円</p> <p>③長期休業日(8時間以上) 800円</p> <p>(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(ウ)長時間加算</p> <p>I(ア)I①及び(ア)II①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)I③、(ア)II③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合</p> <p>①超えた利用時間が2時間未満 150円</p> <p>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</p> <p>③超えた利用時間が3時間以上 450円</p> <p>II(ア)I②及び(ア)II②については4時間を超えた利用の場合</p> <p>①超えた利用時間が2時間未満 100円</p> <p>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円</p> <p>③超えた利用時間が3時間以上 300円</p> <p>(エ)就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p>基準額(1か所当たり年額) 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>(オ) 保育体制充実加算</p> <p>基準額(1か所あたり年額) 1,446,200円</p> <p>※次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。</p>

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
			<p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする事。 また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>イ在籍園児以外の児童分 基準額(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分 800円</p> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <p>①超えた利用時間が2時間未満 150円</p> <p>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</p> <p>③超えた利用時間が3時間以上 450円</p>
			<p>ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人あたり日額)4,000円 対象は豊中市障害児保育実施要綱に基づき、障害児保育の必要性を認められた児童(ただし担任配慮は除く)</p>

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)																												
運営費補助金	公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。	豊中市処遇改善手当・職員人件費・退職金積立・人材確保に係る諸経費(ただし、退職金積立は補助基準額の1/2を上限とする。)	<p>前年度の特定制教育・保育等に要する費用の額【新規施設については、当該年度の特定制教育・保育等に要する費用の額】(公定価格)に8.75%を乗じた額に保育定員確保緊急対策事業助成金を加えた額と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額</p> <p>保育定員確保緊急対策事業 (1)1号→2号への切り替え(利用定員の変更) ・対象施設:認定こども園 ・要件:基準日(令和元年10月1日)と比べ2号の利用定員を拡充していること ・対象月数:2号の利用定員拡充後の月数 ・補助基準額:1人あたり月額1万円</p> <p>(2)2号定員の弾力化による受け入れ枠の拡充 ・対象施設:保育所(2号園児在籍施設のみ)、認定こども園 ・要件:以下の①かつ②を満たすこと ①基準日(令和元年10月1日)と比べ2号の受け入れ枠を拡充していること ②基準日(令和元年10月1日)と比べ2・3号の利用定員が減少していないこと ・対象月数:2号の受け入れ枠拡充後の月数 ・補助基準額:1人あたり月額1万円</p> <p>(3)2・3号定員の既存弾力化率110%以上維持 ・対象施設:保育所、認定こども園、地域型保育施設 ・要件:基準日(令和元年10月1日)と令和2年4月1日時点のいずれにおいても、2・3号の弾力化率(受け入れ枠÷利用定員)が110%を超えていること ・対象月数:12か月(4月～3月) ・補助基準額:1人あたり月額5千円</p>																												
延長保育事業	厚生労働省通知「延長保育事業の実施について」に定める要件に基づき延長保育事業を実施すること。	延長保育事業の実施に必要な経費	<p>次の(1)と(2)の合計額</p> <p>(1)次の①と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額、②と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額の合計額</p> <p>①保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 18,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 37,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業A型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 12,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数1人以上)</td> <td>短時間認定在籍児童数 × 24,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育標準時間認定(1事業当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数5人以下)</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数6人以上)</td> <td>1,544,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数3人以上)</td> <td>2,460,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業A型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数5人以下)</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数6人以上)</td> <td>1,228,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数3人以上)</td> <td>1,529,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 18,700円	2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 37,400円	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 12,000円	2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 24,000円	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数5人以下)	300,000円	1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,544,000円	2時間 (平均対象児童数3人以上)	2,460,000円	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数5人以下)	300,000円	1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,228,000円	2時間 (平均対象児童数3人以上)	1,529,000円
延長時間区分	基準額																														
1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 18,700円																														
2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 37,400円																														
延長時間区分	基準額																														
1時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 12,000円																														
2時間 (平均対象児童数1人以上)	短時間認定在籍児童数 × 24,000円																														
延長時間区分	基準額																														
1時間 (平均対象児童数5人以下)	300,000円																														
1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,544,000円																														
2時間 (平均対象児童数3人以上)	2,460,000円																														
延長時間区分	基準額																														
1時間 (平均対象児童数5人以下)	300,000円																														
1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,228,000円																														
2時間 (平均対象児童数3人以上)	1,529,000円																														

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)								
			ウ 事業所内保育事業(定員20人以上)								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数5人以下)</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間 (平均対象児童数6人以上)</td> <td>1,421,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間 (平均対象児童数3人以上)</td> <td>2,264,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	基準額	1時間 (平均対象児童数5人以下)	276,000円	1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,421,000円	2時間 (平均対象児童数3人以上)	2,264,000円
延長時間区分	基準額										
1時間 (平均対象児童数5人以下)	276,000円										
1時間 (平均対象児童数6人以上)	1,421,000円										
2時間 (平均対象児童数3人以上)	2,264,000円										
			(2) (1)①②それぞれにおいて、実支出額が補助基準額を上回っている場合、延長保育料を無料とする世帯について、無料にした延長保育料								
嘱託医手当加算補助金	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師を配置すること。	嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師に対して支出する手当	<p>次の(1)～(4)の合計額</p> <p>(1) 嘱託医基準額と補助対象経費(嘱託医に支出する手当)とを比較して低い方の額</p> <p>嘱託医基準額 = (309,700 - 202,840) + (@800 × 在籍児童数)</p> <p>(2) 嘱託歯科医基準額と補助対象経費(嘱託歯科医に支出する手当)とを比較して低い方の額</p> <p>嘱託歯科医基準額 = (309,700 - 202,840) + (@400 × 在籍児童数)</p> <p>(3) 嘱託眼科医基準額と補助対象経費(嘱託眼科医に支出する手当)とを比較して低い方の額</p> <p>嘱託眼科医基準額 = (309,700 - 202,840) + (@200 × 幼児の在籍児童数)</p> <p>(4) 嘱託耳鼻咽喉科医基準額と補助対象経費(嘱託耳鼻咽喉科医に支出する手当)とを比較して低い方の額</p> <p>嘱託耳鼻咽喉科医基準額 = (309,700 - 202,840) + (@200 × 幼児の在籍児童数)</p> <p>(5) 嘱託薬剤師基準額と補助対象経費(嘱託薬剤師に支出する手当)とを比較して低い方の額</p> <p>嘱託薬剤師基準額 =(保育所・地域型事業)=212,800 =(認定こども園・幼稚園)=212,800 - 141,988</p>								
家庭支援推進保育事業	厚生労働省通知「家庭支援推進保育事業について」に定める要件に基づき家庭支援推進保育事業を実施すること。	家庭支援推進保育を実施するために配置した保育士、幼稚園教諭、保育教諭の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 = 253,791円 × 対象延月数								
体力向上の基礎を培う「げんキッズプロジェクト」	専門講師による運動遊びの指導を実施すること。	専門講師による運動遊びを実施する費用	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 = 10,000円 × 4回								

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
園外保育費加算	園外保育を実施すること。	園外保育に要する費用	次の(1)と(2)の合計額 (1)バス借上料補助 基準額と実支出額を比較して低い方の額 基準額=バス1台あたり70,000円 ※年間バス借上台数=(幼児数÷40(小数点以下切上))×3 (2)その他園外保育加算費 園外保育に係る経費のうち、(1)以外の経費について、基準額と実支出額を比較して低い方の額 基準額=@200円×3回×(幼児数+引率職員数(4人以内))
児童管理費	児童の健康・安全、衛生管理を図ること。	日本スポーツ振興センター保険、損害賠償責任保険、尿検査等の費用で市が定める額	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額:入所児童1人当たり 年額 2,630円
看護師配置補助金	乳幼児の健康・衛生管理を図り保育の内容の充実に努めること。ただし、病児保育事業(体調不良児対応型)の補助を受ける場合は、対象外とする。	乳幼児保育の健康・衛生管理のために配置した看護師の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=273,750円×対象延月数
病児保育事業(体調不良児対応型)	厚生労働省通知「病児保育事業の実施について」の体調不良児対応型に定める要件に基づき病児保育事業(体調不良児対応型)を実施すること。ただし、看護師配置補助金の補助を受ける場合は、対象外とする。	病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額 6か月以上 4,472,000円 6か月未満 2,236,000円
障害児保育対策	豊中市障害児保育実施要綱に基づき障害児保育を実施すること。	障害児保育実施のために配置した保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師の人件費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 (保育士・幼稚園教諭・保育教諭)基準額 =253,791円×対象延月数 (看護師)基準額 =273,750円×対象延月数 ただし、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金を受ける施設はその額を、地域型保育給付施設は公定価格「障害児保育加算」の額を減じる。

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
1歳児保育加算補助金	1歳児クラスにおける保育士1人当たりの担当児童数を5人とすること。	1歳児クラスの保育において施設が保育に直接従事する職員1人当たりの担当児童数を6人(国設備運営基準)から5人(豊中市設備運営基準)とするために必要とする保育士の人件費	児童1人当たり 月額 11,640円
アレルギー食対応調理員配置補助金	医師の指示により給食調理におけるアレルギー対応が必要な園児に対してアレルギー対応給食を提供し、配置基準を超えて調理員を配置すること。	アレルギー食等の対応のために配置した調理員の人件費(公定価格の基本分単価に含まれる調理員を除く。)	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額＝対象児童1人あたり5,500円×対象延月数 給食実施が6日/週を下回る場合は、基準額＝対象児童1人あたり5,500円×対象延月数×1週間で自園調理を行う日数/6日
一時預かり事業(一般型)	文部科学省・厚生労働省連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(一般型)を実施すること。	一時預かり事業(一般型)の実施に必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額＝300人未満…2,607,000円 300人以上900人未満…2,997,000円 900人以上1,500人未満…3,213,000円 1,500人以上2,100人未満…4,641,000円 2,100人以上2,700人未満…6,069,000円 2,700人以上3,300人未満…7,497,000円 3,300人以上3,900人未満…8,925,000円
地域子育て支援活動事業	世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、育児・教育相談、グループ交流事業、未就園児の親子の遊び場、親学習プログラム、未就園児の親のための学び場講座のうち2事業以上を実施し、かつ園開放等を行うこと。	(1)地域子育て支援活動事業の実施に必要な経費((2)を除く) (2)地域子育て支援活動事業を実施するために配置した保育士・幼稚園教諭・保育教諭の人件費	(1)と(2)の合計額 (1)補助対象経費(実支出額)と基準額1,000円×在籍児数とを比較して低い方の額 ただし、認定こども園は基準額＝500円×在籍児数 在籍児数は全歳児の年間平均在籍児数とする (2)補助対象経費(実支出額)と基準額＝1,300,000円とを比較して低い方の額
外国籍乳幼児の入所に係る通訳事業	外国籍の保護者に対し、通訳をつけること。	外国籍の保護者に対する入所式、懇談会等時の通訳料に必要な経費(日常の通訳は対象外とする。)	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額＝3,000円×利用児童数×3回
職員研修補助	職員の資質の向上を図ること。	職員に対する研修に要する費用	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額＝20,000円＋常勤職員数×2,000円＋非常勤職員数×1,000円 ただし、職員数は各年度4月1日時点の実績とする(職種を問わず全職員)

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
健康対策	(1) 安全衛生管理に充分配慮すること。 定期健康診断	職員に対する問診・血圧・尿・視力・聴力・心電図・血液・胸部X線直接撮影・医師の診察等に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価×受診職員数 ただし、市職員健康診断以外で受診した場合、受診項目に関わらず1人あたり3,800円(基準額)と実支出額を比較して低い方の額とする。
	(2) 断定期追加健康診断	職員に対する眼底検査等に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価×受診職員数
	(3) 抗HBs検査抗原	職員に対するHBs検査に要する費用	当該年度の市職員健康診断の契約単価×受診職員数
	感B型肝炎対策等	B型肝炎の感染防止に要する医薬材料費(ワクチン代)	対象経費(実支出額)と補助基準額とを比較して低い方の額 基準額 1施設当たり 6,100円
最低保障制度	2・3号利用定員の各年齢に90%を乗じた児童数(小数第1位を四捨五入、以下「最低保障定数」という。)の計に対応した公定価格の基本単価に含まれる職員構成を充足すること。	公定価格の基本単価に含まれる職員の人件費	各年齢における2・3号入所児童数が当該施設の各最低保障定数を下回る場合、下回った児童数分について、施設型給付費及び地域型保育給付費並びに委託費の人件費相当分を補助する。ただし、この制度の適用を受けた時は、翌年度の定員を見直すこと。2年間連続してこの制度の保障を受けることはできない。なお、年度途中の新設施設には最低保障制度は適用しない。
保育体制強化事業	厚生労働省通知「保育人材確保事業の実施について」に定める要件に基づき保育体制強化事業を実施すること。	保育体制強化事業を実施するために必要な経費	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額=100,000円×対象延月数